

法務委員會議録 第四号

昭和二十九年二月三日(水曜日)

午後一時五十九分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鍛冶 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 吉田 安君 理事 古屋 貞雄君

野田 卯一君 林 信雄君

牧野 寛素君 山中 貞則君

高橋 禎一君 中村三之丞君

木下 郁君 黒田 壽男君

出席政府委員

法務事務官(入

国管理局長) 鈴木 一君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小林 貞一君

二月三日

委員久保田君辭任につき、その補

欠として黒田壽男君が議長の名で

委員に選任された。

本日の會議に付した事件

法務行政に関する件

○小林委員長 これより會議を開きま

す。

法務行政に関する件について調査を

進め、この際外国人の出入国の現

状に關し、その概要の説明を政府当局

より聴取することにいたします。鈴木

政府委員。

○鈴木(一)政府委員 外国人の管理に

つきまして、法務省の入国管理局が責

任官庁としてこれに當つております

が、本局のほかは全国に十二の入国管

理事務所と、二つの入国者収容所と、

それから三十八の港出張所という役所
がございまして、それに入国審査官な
り入国警備官なり、全人員にいたしま
して千三百五十の人員を配置いたしま
して、北は北海道から南は今度わが領
土にはつきり決定いたしました奄美大
島に至るまで、人を配置いたしまし
て、外国人の管理をいたしておるわけ
でございます。

これに抜きます法律は出入国管理
令——これは管理令でございますが、
平和条約発効の際に法律の効果を与え
られまして、法律になつておるわけで
ございまして、この出入国管理令が外国
人の出入りにつきましての管理をいた
しております。もう一つの法律は外国人
登録法というのがございまして、こ
れは日本内地におります外国人が登録
をいたしまして、その居住をはつきり
させて、日本側における公平なる取扱
いをいたす基礎にするといふことにな
つておりますが、その外国人登録法の
適用を受けます外国人は、現在約六十
一万六千といふ数になつておるわけで
あります。この外国人登録法は、その
現場の扱いには各府県の市町村役場にお
きましてやることになつております。

出入国管理令によります外国人の出
入りにつきまして申し上げますと、外
国人が日本に入つて参ります場合は、
は、おの／＼パスポートを持つて、正
式に船なり飛行機なりで入つて参るわ
けでございます。その際に、まず日本
の在外公館におきまして、日本入国の
査証をそのパスポートに受けて入つて
参るわけでありまして、港または飛行場
におきましては、入国審査官がおりま
して、一々日本に入りますと同時にそ
の人たちの審査をいたしまして、適正な手
続を経て入つて来たものであるかどうか
といふことを審査をいたします。ま
た出入国管理令によりますれば、いろ
いろな入国の資格事項がございまして、
たとえば伝染病を持つておる者は入れ
ない、あるいはかつて日本の治安を乱
したといふような人も入れないといふ
いろ／＼な資格事項がございまして、
一応それに該当するかどうかを調べ
まして入れるのであります。現在正
規に日本に入つて参ります数、いわゆ
るパスポートを持つて港なり飛行場な
りから入国いたします数は、約四万人
でございます。その内訳を申し上げます
れば、観光であるとか、あるいは商用で
来るとか、あるいは外国の官吏が公務
で参るとかといふようないろ／＼な種類
がございまして、その種類はいろいろ
出入国管理令に規定してあるわけでござ
いまして、まず正規に入つて参ります
者は年に四万程度であると存じま
す。これは年々増加をいたしておりま
す。そのほかにはほんとうのお客さんで
はなしに、一時日本に上陸をするとい
う特別の寄港地上陸をいたす者がある
のであります。特に多いのは船なり飛
行機なりの乗組員、いわゆる船員と称
する者が、船なり飛行機なりが着きま
した際に日本内地に上陸するわけであ
りますが、それはまた船あるいは飛行
機が出ますときに乗つて帰るのであり
まして、ごく一時的、数日ないし一日
というごく短期の臨時の入国者であ

りますが、これも一々港並びに飛行場
におきましてわれ／＼の方の入国審査
官が審査をいたしまして、ほんとうに
船員であるかといふことを見るのでござ
いましてけれども、この数が非常に多
いのでございまして、毎月五万ないし六
万といふ数になりますので、一年を通
算いたしますれば数十万に上るのであ
ります。実はこういう船員の中に化け
まして密入国を企てるといふた事例も
間々にあるのでございまして。

以上大体正規に入つて来る人数でござ
いまして、このほか日本に港以外
に密入国を企てる者がたくさんござい
ます。特に日本の地理的關係から、一
番近い朝鮮半島から密入国をして参り
ます数は相当数に上るわけでございま
すが、現在外から入つて参ります密入
国者を取締る官庁をいたしましては、
海に海上保安庁、陸には國警、自治警
といふ取締官庁がございまして、密
入国者を防いでおるわけでございませ
んが、密入国をした人たちが司法当局に
よつて処分を受けました後に、わが方
の入国管理局の方に身柄を受けまし
て、それを強制送還いたしておるので
ございまして、大体の数字を申し上げま
すと、密入国をして検挙をされておる
数は、最近におきましては毎月平均
二百名程度でございまして、昨年、一
昨年から比べますと少し減つておりま
す。一昨年は三百近い数が出ておつた
のであります。だん／＼減つて参つ
ております。ただ密入国でございまして
でつかまつた数がさういふ程度であり
ますから、つかまらない数が多いのであ
るかと、いふことにつきました。

當局としては非常に知りたいのであり
ますが、その数字が現在ではわかりかね
るのであります。たださう多くはあるま
い、少くとも半分はつかまえておるであ
ろうといふふうにはわれ／＼として考
えておるわけであります。密入国しまし
た者を強制送還いたしますが、この不
法に入つた者につきまして、一応出入
国管理令によつて丁重なる手続によつ
て三段階の審査をいたしまして、その
決定を待つて退去強制の処分をいたす
わけでありまして、第一段階におきま
して、密入国であることを承認し、密
入国者は強制退去されるものであると
いふことで、帰りますといふことをみ
ずから納得したものにございましては、
第一段階におきまして処分が確定いた
しまして退去となるのであります。が、
何らかの理由をもちまして、さらに日
本に残るべきであるといふことを主張
されましますものにつきました。は、法務大
臣に對します異議の申立てという手続
によりまして、二段階、三段階の審査
を経まして、慎重な審査のもとに決定
をいたしております。この決定に基き
まして退去を強制された者は、原則
として出て来たところへ帰すので
あります。この密入国者の年に二千
名、三千名にも及ぶ大部分が、九〇％
以上が、朝鮮から来ておる人々であ
りますので、その人たちは一応長崎縣の
大村の収容所に収容をいたしまして、毎
月ほとんど定期に船を仕立てまして釜
山に送つておるわけでございまして、毎

月出ます船には、平均しまして二百名ずつ乗せて歸しておるわけでございます。

以上入国管理業務のごくあらましを申し上げた次第でございます。

○小林委員長 質疑の通告がありますから、順次これを許します。林信雄君。

○林(信)委員 出入国関係の現況につきまして御説明を承りまして、これに関し、またはその他の関係につきまして、この際御当局の御意見を承つておきたいと思つております。先ほど来手続に關しまして御説明があつたのであります。私の一応承らんといたしますことは、その手続に關して最も重要であります取扱いの面でありまして、このことも法令に規定のあることとあります。が、実際の具体例に當りますと、いろいろの場合があるであらうと思つて、何分にも国内だけの問題でなく、事は国際間の問題でありますから、單に普通の常識ばかりで考えられない。申しますれば、國際情勢にマッチして取扱わなければならぬ面も現れて来るであらう。従いまして、國家を中心とした過去の過去を思い、現在に照らし、將來をおもんばかりまして、深く省みなければならぬ取扱いの面もあるものであります。こゝろ考えます場合において、まあ一時の上陸といったような程度でありますれば、これは別であります。が、なかなか、永久の居住を希望いたしまする外國人の諸君に對しましては、いろいろ考へさせられるものがおそろくおありになるであらう。そういう面におきまして、一応抽象的に考へになつておりますことは、どういふことなのであります。また実際に公務に當

られまして御経験になつたところにおいて、いはば御苦心の具体例もありだらうと思つて、これら對外關係に關します一つの事務的基準といひますか、取扱いの基準といふもの、及び具体的御経験、例等によりましての御説明を伺いたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 入国管理局が対象といたしております外國人は、その取扱いを誤りますればたゞに外交關係に影響がございします。私は、常に、われ／＼の同僚並びに部下に對しましては、外國人の扱いといふことにつきまして、第一線の外交官たれといふことをモットーにいたしましてその趣旨を徹底させているのでございします。ややもいたしますれば、權力を持つております者として弱者の扱いをいたしがちでございますが、そういうことはいけません。特に、これから朝鮮に歸する人たちをとおきまして大村取資所のごときも、行くたびにそのことを申すのであります。こゝろはもろ／＼刑務所でもないし、そういう犯罪人を扱うところでもない、單に歸國する人たちの船待ちである。特に、外國人であり、わが方と對等なつばな人々を扱うのであるから、その精神で、第一線の外交官たれといふことをすみ／＼徹底させて扱つておるわけでございます。大村の取資所は、昨年の九月に落成式をいたしまして、ごらんいただいたと思ひますが、現在の日本といたしましては最も完備した設備であると云つて過言でないほど、明るい、また民主的な設備をいたしておるわけでありまして、食事その他につきましても、カロリーの点からも申分なしにやつておりますし、また主として朝

鮮に歸る人たちでありますので、その風俗に合つた味をつけました食事を与える。あるいは最近におきましては、タバコ銭くらいは自分の労働によりまして得られるといふようなことまで配慮いたしまして、中で、いわゆるアルバイトのできるような設備までいたしておるわけでありまして、入国管理の業務が單なる權力によつて人を扱うといふこと、そういうことから全然離れて國際慣例によつて民主的な扱いをやる、人權を尊重した観念によつてどこまでもあたたかい気持ちで扱うといふことをモットーにいたしまして取扱つておる次第でございます。御質問の趣旨は具體的の扱いがときによりまして一部のものゝが粗率に流れておるといふようなことを御指摘になつたのかとも存するものであります。が、万一そういうことがございしますれば、どうか私の方に御知らせを願ひたいと思ひますが、その都度せむ末端までその趣旨を注意いたしまして徹底したい、かように存じておるわけでございます。

私たちの扱つております対象である外國人の大多数が東洋民族であります。特に朝鮮の人たちが多いのであります。が、われ／＼の考へ方といたしましては、その取扱いにつきまして東洋人であろうが西洋人であろうが、その人權を尊重した扱いにおいて何ら差別はないといふことでやつております。が、先ほど御指摘がございしましたように、朝鮮あるいは台灣といふようなところはかつて日本の領土でありまして、そこにおりました人たちは日本のわれ／＼の同胞であつたのであります。が、そういう面でも何か特別な扱いがあり、あるかという御質問であらうかと思

います。この点は特に密入國者があつた際にその人々を強制送還処分いたしました。が、そのときの考へ方といふものに具體的に一般の西洋人と違つた考へ方が出て参るのは當然であるのであります。特にかつて日本人であつた人たちに對しましては十分な扱いをいたしておるつもりでございます。ただ御承知のように、終戦前に朝鮮から日本に渡りまして日本に在住しておりました朝鮮の方の数は、約二百万を越えておつたのであります。終戦後には百三、四十万朝鮮人が日本に在るその差額の六十万程度の人が日本に残つておるのであります。が、朝鮮から日本に密入國をいたします動機をいろいろ聞いて調べてみますと、実に気の毒な人たちがばかりなので、日本がたとへばアメリカのごとき経済的にも余裕がある國でございしましたならば、かつて日本人であつたそれらの人たちは喜んで日本に入られるべきであると存するものであります。が、日本の現状はこれに反しまして、必ずしも全部日本から歸りました百三、四十万の朝鮮の人たちをおいでなさうといつて受入れるだけの余裕がないといふことになりまして、どこかでこの範圍の人はよろしい、この範圍の人は受取りがたい、歸すといふふうな線を引かなければならぬ。もと／＼と世界共通に申されますことは、密入國者は必ず歸すという原則でありまして、その國際慣例によつて出入國管理令はできておりますので、一応密入國者は歸すという立場から立法されております。が、その運賃にあたりましては、今申し上げましたような特殊のものにつきましては割に甘い扱いになつておるのではないかと私は存じており

ます。具體的に申しますれば、日本に相当長くおつた人がたゞ／＼朝鮮に歸つた。その人が動亂で日本に來られなくなつた、いわゆる正規の外航旅客を請求して日本に歸ればよろしいのである。が、それも非常に困難であるといふようなことでやむを得ず日本に密航して來たといふような例があるのであります。が、そういうような問題につきまして、一々そのケース／＼を見まして、日本とのかつてのつながり、また將來のつながりといふような面を考慮いたしまして、慎重なる審査の上で決定をいたしておる次第でございます。ただ最近の傾向といたしまして、婦人、子供が集團で密航をして來るといふ例が非常に多いのであります。以前はよく数名程度であつたのであります。が、それが二十名、三十名という集團で參る場合がございします。そういうものに対しては、われ／＼の方としてまはしては、集團で現行犯でその場でつかまへられたといふような人たちは一括して歸すといふことの方がはつきりしております。そうせざるを得ないといふ見解でおるのでございします。が、その集團密航に際しましては大体ブローカーが間に介在をいたしておりまして、そのブローカーをたよりまして日本に來れば案外手軽に密入國ができるのではないかとといふような感じを受けております。そういうものに対しては、つかまつたものは必ず歸すといふ原則を強行いたすことが密航を將來とめる方法であるといふように考へておるわけでございます。一人々々の場合におきまして、たとへば子供のときその個人をとつて事情を聞きま

まして、そういう場面を見ておると見ておれないような悲惨なものもあるのであります。こういう、いわばそのこと自体に区切つて考えてみまする非人間的といえますか、残酷な場面そのまま見過して、これを密入国者として送還してしまふということは、法の規定、法の趣旨及び人間愛情の問題、これにプラスいたしまして、従来の国際親善、国交に及ぼす影響等思いまするときに、この問題は一層慎重に考えなければならぬ問題であるところなのであります。これらに関しまして

御当局は、從來法務大臣の言うところは、決してたゞ局長の言われたうな、なるべく峻厳にしてその例を望まざないといふ一つの標準を打立てような方針であつたようには承つて居ておらぬのであつて、ほかにもつと日本國として日本國民として適當な基準があるはずだと思ふ。その御基準がりまするならばお示しを願いたいし、また具體的にあたりまする、どういふ御苦心がおありになりまするのか、これをお伺いしたいと思ふのであります。

○鈴木(一)政府委員　お話の人道的

考えておるのでありますが、これを具体的に運用いたします場合には、おそろくしよつちゆう教多く當つてゐりますわね／＼と、それから個々の事例に御関係になります方々との間には、いわゆる傾向の相違があるうかと思ひますが、わね／＼の方は、どうかもういう人は正規のパス・ポートを持つて入つて来てください。正規の道があつてゐるのではないか。なぜそつちの堂々た道を歩まないで、密航をして来るのか、ということをお願いしているわけでも

うに思われてならないのです。このことを申し上げておるのであります。しかし、現在お考えになつてゐることは、ただいままでに言つたことに尽きておると言われればそれまででございますが、これに関連して思ひますのは、はなはだ失礼な言ひ分でございますけれども、これらの仕事に對しまして今までやつて参られました皆さん方に對してもその氣分を軽くし、あるいは責任を軽くするという面から考えまして、また広く人をさばくといった見地からされまして、すでに幾多の例が現われて参つておりますが、官に加うるに民の知識をもつて。官民一体となりました一つの考え方を結論として出すという何々審議會といつたような、この種の制度を一つお加へになつて、やつてみたらどんなものであるかと考えておるのであります。これらに關して御考慮になつたことがありますか、あるいは考慮してみようというお考えでありますか、または全然必要ないと考えられますか、こういう点もお伺いしておきたいと思ひます。

○鈴木(二)政府委員　ただいま特に日韓の問題につきまして、現在の韓国政府がやつておりますことの關係から密入國者がふえておるということについて、韓国側はこういう態度であるから日本側はこうやつてもよろしいというようなふうに伺えますことがございまして、これは先ほど私が申しましたのは決してそういう意味ではないのであります、その点は誤解のないようにお願いをいたしたいと思ひます。特にこれは私の持論でありまして、現在の朝鮮人問題というものにつきましては、現在の韓国政府と關係なして、在

日朝鮮人の問題は日本の内政問題として扱ふべきであるといふことを——これは入国管理局長の言ひ言葉でないかもしませんが、私は政府としてそういうことをお考えいただきたいといふことをかねて申し上げておるのであります。まさにそのことを御指摘になつたように思ひまして、非常に私はありがたく思ふのであります。先ほどお述べになりましたのは、密入国者に対する審査会といつたようなことのように小さくおとればとれるのでありますが、これを大きく取りますれば、密入国者を日韓の關係から考へて國策を定めて行くといふ面までさかのぼりますと、これは単に密入国者だけを扱うという審査会ではいけないのであります。日本國が日本に六十方おりますこの朝鮮の人たちをどういふ心組んで扱うか、この根本の政府の腹をきめる、あるいはそのきめたことによつて運用する審議會でなければならぬと私は思ふのであります。そういう意味合いにおきまして、国会方面から日本政府を擁護していただきまことは非常にけっこうなことですが、これはまさに細々ではあります。私が政府内部に對して、いろいろ進言をしておることなのであります。どうかさういふ意味で、単に密入国者の審査のための審査会というようにな小きなものではなくて、もつと大きく在日朝鮮人全体の総合対策をどうするかという線までひとつ拡大してお考えいただきたいと、ぜひ実現をおはかり願ひたいと思ふのであります。

○林(信)委員 在留朝鮮人の諸君の処遇について、広く検討を試みる機関等御希望のあります点はよく了承いたしました。しかしこれは別の機会にいたしまして、当面いたしておる出入国管理令關係についていまだ一点お聞きしておきたいと存じますことは、ただいま申しましたような一こまを考へまして、加へべき制度の一つが考へられ、あるいは在來あります規定につきましても改廃すべきものが幾多あると思ふのです。これは私実例より経験しました一つですが、たとえば幼児が密入国をして來た。これらに對して入国審査官が審査をする、さうしてその結果を通知して異議の有無を聞きまして、異議がないといふことでこれに服した者を強制送還をする。こういうふうになつた実例を思ひまして、なるほど意思能力がないといふ言ひませんが、是非の分別は、常識的に考へまして相当年齢に達しなければできない。九才であつたり十才であつたり、十五、十八、しつて言へば二十未滿の者にこれらの結論を出させることは無理だと思ふ。そういう者を、本人相手にしまして取扱ひをしてしまふといふことは、規定の上では、書類の上では一応できたやうになつておりますけれども、實際は、それはあつてなきがごとしじやないかと思ふ。こういう場合、日本の訴訟手續關係におきましては、付添人であるとかあるいは補佐人といつたやうなそれぞれの法適用があるのです。そういうものがここに制度として加へられなければならないと思ふ。あるいは五十三條の場合において、退去強制を受ける者の送還先といふやうなものの規定がありまして、いわゆる本人の希望により云々といふやうなことでそれらの方面があげられておるのですけれども、朝鮮人の場合はさうでもありませんが、中共關係の者あるいは中華の者におい

てはこの規定によつてそのあて先を求めようと思ひますも、そのあて先の判明しがたいものがあるいは本人の希望といひますけれども、本人の希望はただ一つであつて、それらの國にいたくないから日本に來たのであり、日本に在留したいといふ希望なのである。それであるのにどこかに送り返すといふならば、どうすればよいかといふやうなもう少し立ち入つた規定がなされなければならぬと思ふ。現に最近問題となつておりますやうな中華の諸君の三百名にも及ぶ者がどん／＼入つて來たが、まだ一人も歸された者がない。おそれるこの辺の規定の不備よりしてどこに歸しようもない。本人の希望といふのだといふやうなことも災いしておるのではないかと思ふのであります。が、さういふことは一、二の例にすぎません。元來、これは占領中につくられたポツダム政令が、ただ今日この出入国管理令に切りかえられただけのものであつて、規定はそのままであります。いわばアメリカからの天くだりのものだ、それがそのまゝ今日まであり、まだ一向にその改正も考へられないうといふことは、私は当局の一つの怠慢と言われても介解の余地がないのじやないか。もつと早く改正せられ、少くとも改正の方向に向ふべきであつた。もしそれ改正といふことに相なりますれば、單なるアメリカの立法例的なものにおの準拠すべきではなく、各國の例を取入れて、特に今日日本の置かれておる國際上の地位を思ひ、國際情勢等にかんがみまして、真に適正なものがこの際に早急になされなければならぬと思ふ。斯界のベテランであります鈴木

木さんのこの点に關する御意見を伺つておきたいと思ふのであります。

○鈴木(一)政府委員 ただいま出入国管理令がポツダム政令をそのまま受け継いだ法律である、改正をすべきであるといふ御意見につきましては、われわれもまさにその通りに考へております。われ／＼の方としても、外國人のこゝろした國際的な方式による管理といふことは初めての仕事でありまして、一、二年間は法の法令をやつてみて、どういふところに欠陥があるかといふことを研究しつつ進んでおつたのであります。三年にもなりますれば、ややわれ／＼の方といひまして、もこのことをこゝろしたらよいといふやうなことがおい／＼出て参りまして、目下外國の立法例ももちろん調べてそれぞれ研究ができておるわけでありまして、この出入国管理令についても、各条について目下改正の研究を續けておりまして、近いうちに成案を得たいと思つておる次第でございます。

○林(信)委員 大分今までお尋ねしたことに離れるやうであります。ちよつと交な話であります。入国管理局で仕事をなさつておられるたぐさんの諸君は、今までの経歴から見ますと、外務省出身の人あるいはさうでなく法務省出身の人で、この出身關係よりして事務的にどうもびつたり考へ方が行かないといふやうなことがあるのではなかつたか、実は甚固に伝へられておる。そんなことはありませんといふことであらばけつこうなんです。もしさういふことがあるといひますと、これはまずいと思ふのであります。もしさういふことがあるならば、何とか調整をしなければならぬ問題です。また考へ方によつては事の性質上さういふ諸君がむしろ一緒にならなければいけないんだといふふうにも考へられます。さうすると、その調整をどういふふうにして行くかといふことについて十分お考へにならないければならぬと思ふのです。全然御苦心がなければけつこうですが、あるといひますれば、局長のそれらに對するいわば御苦心談みたいなものを伺つて、われ／＼もいささかでも御協力できる面があれば御協力申し上げたい、これも思ふのです。この事務的な面の内面だけではないに、先刻申し上げておりますやうなことで、少くとも外務省との密接な連絡は必要であると思ふのですが、こういうことが、考へ方ではないに實際のビジネスとして定例とかあるいは臨時といふことで、連絡が具體的な例としてどういふやうにあられておるものなんでありまして、全然ないものなんではないか、これを最後に伺つておきます。

○鈴木(一)政府委員 部内におきまして出身によつてい／＼摩擦があるのではないかと見て御指摘でございます。したが、私が見ております範圍では、ないと申し上げたいのであります。むしろ入国管理局が三年前にできました当時、出入国管理局といつて出発したのであります。ほんとうの一夜づけの役所であつたのであります。二週間の間に法律を出せ、役所をつくれといふ最高司令官の命令でできた役所でございます。非常な急速に諸事取進めまして、陣容も何百名かをそろえなければならぬといふことで、その基礎が最初外務省にあつたのであります。その当時一番人数を要します警備官に

は、主として日本から中国に行つておりました領事館の警察の人たちを、ちやうど職がなくなつた関係で急遽に集めることができたので、そういう意味でむしろ領事館警察に近い気分があつたといふことは言えるのでございます。その後この出入国管理令ができました。いわゆるイミグレーションとして新しい国際的な機関としての機能を果たすために新しい気分で一一致団結して行かなければならないということで、不肖私がずっと最初から携わつて指導をして参つておるのであります。その後一昨年の八月、法務省に入つたのであります。法務省の方からは、特に弱体である出入国管理局に対して非常な援助をしていただきまして、やつとここに至りました一本立ちができるような姿になつて参つたのであります。私の念願いたしますことは、部内に二つの潮流があるということでした。新しい出入国管理という独得な世界的な機構でございますので、いわゆる法務省の檢察あるいは外務省の外交という範疇とは別個な、新しいイミグレーションといふものの新しい気分、新しい組織、新しい団結といふものが必要である、それに向つて目下指導をいたしておりますので、御心配の点はないと思つてございまして。

○小林委員長 木下都君。

な意味でイフコンタクリに返すことにする、そういう方針だと伺つたのですが、この点が出入国管理令の運用の面で一番考慮しなければならぬところであると思つてあります。さつき林君からも事例が出ましたが、私の知つておる事例でも、両親とも戦時中から日本の内地におつた、たま／＼おばあさんか何か朝鮮におるので疎開の意味で子供をやつておいたら終戦になつてしまつたといふようなことで、まだ十才にも満たぬような子供が密入国の一つの団体にまじつてやつて来たという事例があります。それは、やつて来た手続はなるほど間違ひです。妙な例を申し上げるようですが、昔、今と違つて法定推定家督相続人が嫁入りする場合には娘の方は産婦する。そうでなければ嫁入りができないといふので、産婦手続といふ非常にやつかしいものがあつた。そのやつかしいものをのがれるために東京市内では、御記憶もあると思いますが、それを商売にするのが出た。娘のところに自分の男の子を産子にやつて、そして娘に産婦の手続なくして嫁入りさせる、翌日はその産子縁組を解く。だからその男の子の籍を見ると、十何べんも産子に行つていふといふような事例があつたのであります。手続がむづかしい、弁護士に頼んで産婦の手続をするに相当の費用がかかる、それは自分で耐え得ないといふことになる、そういう方法をとる。それはまさによろしくありません。今のお話の密入国のブローカーといふものが出来るから、そいつはけしからぬといふのですが、その連中を取締るのにはおのずから別の方法があります。今の産子縁組を商売にしておつて、自分

の男の子を産子にやる。そして手数料をもらつて婚姻させて、翌日は自分がそれを離縁する。またよそでそういうことをするといふような親、これは道義的にもけしからぬことですが、そういうものがこの婚姻届あるいは産子縁組届といふものを、その意思なくして自分の商売としてするのですから、これは公文書偽造とかなんとかいう意味で取締るべきものであります。しかしながら実際的な社会的要求があつて産婦手続が非常にむづかしい、自分の経済力ではそれには耐え得ない、弁護士を頼まねば自分でやればいけないといふものはその方法をとつて来た。それと同じような意味で、今の出入国管理令の手続がむづかしいからといふので、朝鮮におる連中を密入国させるという商売人が出ておるかもしれない。その人間を取締るのには、おのずからまた別な方法を講ずればいけない。日本内地に戦争前からずっと引続き住んでおる。手続は間違つて来たかもしれないが、久しぶりに親子が何年かぶりに再会して、親子水入らずの楽しい生活をしておる、そういうものを追いつていくべきでない。出入国管理令で永住許可をするのは、まさにそういうものをすべきであると思ふ。先ほどの話によりましますと、かつて日本のために非常に働いた人——それは日本と長く貿易をしたといふような人もあるかもしれないが、おもひにほろい人は政治的に働いた人ではないかと思ふ。これは考へ方によれば、かつて日本のあの帝国主義的な国の動きに加勢したといふ親日派の人であつたかもしれ

れない。そういう人について過去の功績といふものを考へると、功罪は簡単に判断しにくいものだ。ただ永住を許可することが将来日本の利益になるかどうかといふ点が、一番むづかしい判断の標準にさるべきものだと思ふ。そこに行きますと、今の両親は日本内地におり、そして決してそれは第五列的な動きをするとかなんとかいう意味でもぐり込む密入国者でないことはわかり切つておる。小さな年のも行かぬ連中なんです。その点ははっきりする。ただそれを親子だと称してだまして来るのではないかといふことは考へられるが、それは親子でないといふことが後にわかるならば政府はそれとき返していいし、またそういうことをした連中を罰することはちつともさしつかえない。そういう人情の一番大事な点にそぐわしてやることが必要だ。それは年の行かぬ人間だから直接日本の利益になるかどうかからいふ、そういうこと自体が日本利益にならぬことだと思ふので、そういう点で今まで永住許可をなさつた事例——数字は今すぐおわかりにならないかもしれませんが、色わけにして、今の親子の關係といふものを認めて、そういう意味で許可したものがあつたといふかと思ふのですが、そういうものとか、あるいは先ほどお話があつたように、日本国に非常に功績があつたものを許可したといふことは承つておりますが、大体どれくらいありますか、そしてどれくらい追い返したものでありますか、おわかりでしたら伺いたい。

が、異議の申立てと申しまして法務大臣まで手続が参りまして、法務大臣がその特別許可をしまして在留を認めようといふ事案のうちで、半分ぐらいは在留許可になつております。従つて先ほどのような單身小さな子供がやつて来たといふようなものは、救つたものもございまして、またその他いろいろ事情、理由等がございまして返した全部返しておるというわけでもないのではありません。大体の見当は、大臣の特別許可の手続をしたもののうち、半分ぐらいは在留を許されておるといふのではないかと思ひます。

○小林委員長 何かそういう表でもつくつて出していただけないか。どういふ程度のものが許されて、どういふ程度のものがこつたおるとか、表に実例でも少しあげたものを……。

提出いたします。

○鈴木(一)政府委員 材料をつくつて提出いたします。

○木下委員 これは實際の面では、常識的に見て何の追ひ返す理由はない。ただ来たやつが、先ほど申しましたように集約的に密入国した。この年の行かぬやつを入れるのには、私は先ほどかつての一つの婚姻の事例を申し上げましたが、向うで手続がむづかしいのです。そうするとやはりほかの人が行くときに一緒に連れて行つてもおろ、それでなければ不安だといふことはあり得ることだ。行つて来た手続が悪いからといつて、それをすぐ無効にすべきものでない。やはり先ほど私が事例にあげた婚姻の点でも、一人娘と一人むすこが産婦の手続をしなければ婚姻はできないことに法律はなつておつて

も、昔の戸籍吏はこういうことには目をつぶつて婚姻させてしまふ、あとで、あああれはするのではなかつたといつても、もう戸籍に廢嫡しないで夫婦といふことで婚姻ができれば、それはやはり有効な婚姻だといふ取扱ひをしておつた。私はその大審院の判例の取扱ひ方、それが法律生活と社会の實際生活とがみづちり行つた取扱ひ方だと思ふので、決してそれが悪いことではない。ただそれを百も承知して書き込んでやる戸籍吏、これは罰してもよろしいのです。しかし一度あつたものはそうしてやる。それと同じような取扱ひを、この出入国管理令においても取扱ひえるようにすべきではないか。ことに私が申し上げるまでもなく裸になつた日本人です。そうしてもう世界はやがては一つにならうといふことを日本人はやはり考へておる。その線に通じて、平和憲法をもつて國をやつて行こうといふ基本方針がある。それなら一番永住許可をすべきもの、していいものはかつての功績とかいうようなものじやなく、今の一番人情に沿つたものである。子供を親が引取つて、その親が日本内地でよくでもない生活をしておる、あるいは少し第五列的な運動でもするやうなやつだとか何とかいへば、それを返すとか返さぬとかいふのは別問題です。それと近く返すことがあるかもしれないやうな人間だからそれまで返さぬといふならば、これはまだ理由がはつきりいたしておきましても、それは経験の少ない私におきまして、實際隣近所の人も、あの親子をどうして引離すか、警察も一生懸命になつて、親子だから何とかできぬだらうかと言つておる。そういうものをいつ

までも、ただ出入国管理令によつてあなたの方の役所でこれを見る／＼させておる。そういうふうな取扱ひがはつきりしないし、きび／＼行かぬから、今の密入国ブローカーといふものが出て来る。そういうことがひまどらないで、どん／＼あたりまえの線で常識的にだれが聞いてもそれはといふ線で運営されて行きさへすれば、そういうものはずつと渡つて来ると思ふ。これは資力があつていろ／＼手続をし得る人間はできるけれども、實際は世間の狭い資力のない人間は、やはり仕方なしに親子引離されて追ひ返されて行く。これは立場を考へれば、日本人の親子がそういう事情にある場合において、引離して一ぺん来た者を追ひ返すといふことになると、これは人情で、よいいつかは日本に対して同じやうな報復をしてやろう。これはだれだつて思ひますよ。そういう点はやはり考へなくちやいかぬ。そういう意味におきまして實際のかれ等の話を聞いておれば、やはり集団的に密入国した。その事実一本でやるといふことは、これは取扱ひの上では便利かもしれせん。しかしそれは全体の法の運用の上から言つたら間違ひだと私は考へます。そういう点については十分今後実情に沿うやうにおやりになる意思があるかどうか。ただやつて来た手続が間違ひだからと言つて、その手続の間違ひを改めさせることだけを主にしてお考へになるかどうか。この点いまだ一度承りたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 私の方は十ば一からげにするという考へ方は持つておりません。個々に具体的事情をあたります、今のやうな氣の毒なものに対しては十分同情を持つた扱ひをいたしたいと思つております。

○木下委員 答へ、まことに満足すべきお答えなんです。しかし實際においては、この朝鮮人は、疑ひ深いかもしれませんが、もう、一ぺん歸つたら、また許可を得て、その手続もなかなかわずかしい、どういふふうにするのかしりませんが、帰れない。せつかく久しぶりに会うことができたのに、追ひ返されたら生きわかれになるといふ連中が相当にあると思ふ。あたりまえの手続で実情を訴へれば、出入国管理令といふものは、密入国した人間は、理由のいかんを問はず追ひ返すといふことにはなつておらない。これは改むべきところはたくさんあると思ひますが、しかしやはりそこは特別の事情があれば、法務大臣は特に許可し得るだけの道が開かれておるのですから、それは十分に活用して、民情に沿うといひますか、人種のいかんを問はず、常識的に納得の行く線できび／＼やつてもらいたい。どうも役所の仕事といふものはひまがいろいろ。これは長官をなさつておればこの点は今後注意していただくたいと思ふのですが、未決定のまま置くことは、その人が右するか左するか責任がはつきりしないからいいかもしれないが、えて官僚政治の弊害といふものはそこにあるのです。現に保全経済会の問題にしたところで、匿名組合か匿名組合でないかがはつきりしないからといふて、事もあらうに法務省と警視庁と大蔵省とが相談して、一年半も考へておる。こゝういふばかげたこととはない。自分がかんじんな地位にあればあるほど、その点は右にするか左にするか、はつきり自分の責

任において判断すべきである。実はそれを一年半も考へましたといふやうなべらぼうな話はない。かつての行政裁判所が廢止になつたといふ一つの原因はそこにある。行政裁判所で一つの事件が結審した後判決が出るのは六年、七年は普通で、長いのは十三年、最も長い記録は二十八年かつたといふばかげた記録のあることを聞いております。ああいうことなら裁判所はない方がいい。双方の言ひ分を聞いて判断するといふやうなことは言われない方がいい。それと同じやうなかつこになる運用につきましても、積極的に、こゝういふことを言えば、ほんとうかどうか、疑問の点があれば、どし／＼問ひ合せてもらへば、これは願ひ出てる朝鮮人、子供はそういうことに答へませんが、両親はつづつに答へる。また、そういう連中の隣り近所の日本人もおのづからそれに対して判断します。だからそういう点はきび／＼今後やつていただくたい。これは立場を考へて考へれば、すぐ結論が出ると思ひます。出入国管理令の役人が何人おるかかわらないが、その人たちが同じ状態に置かれて、せつかくよそから何年ぶりに連れて来て、その手続は間違ひがあるかしらぬが、連れて来て會つて、親子水入らずの生活をしてる者をまた追ひ返すといふやうな目にあつたときには、一体自分たちはそれに納得することができぬかどうかといふことを十分考へてやつていただくたいと思ふのです。なお将来管理令を改正するといふ点についても今のお話でそういうお氣持もあるやうであります。これはなるべく早くやつてもらいたい。国情も

違ひますし、情勢が違つて来た今日、それと先ほど林君からも話がありましたが、現に日本の新民法で家族關係といふものについては家庭裁判所の審判員がたいていなきことばどし／＼きめておる。おやじが死んだ後に子供の認知といふやうなことまでもどん／＼やつておる。民生委員もたうな、家庭裁判所のその地の実情、その願ひを出しておる朝鮮人の生活の様子に詳しい人たちに許可が許さぬかといふことの最終決定を与える権能はやる必要はないかもしれないが、そういう人たちの意見を参酌するといふことが必要ではないか。出入国管理令は外国人のことだから外務省だといわれるかもしれないが、外務省の役人といふのは、おおよそ国民生活のまた社会のごみだめたやうなトラブルの起る生活といふものはあまり知らない連中ばかり。外国との齟齬つたつきあいをおもにする人が、外交官といふ生活は、よそ行きの生活、舞臺の生活がおもなものです。ところが出入国管理令の仕事は、生活の一番こみ／＼しておるところを世話するといふのが仕事。対外的の考慮はしなければなりません。仕事自身はごみごみした方の世話なんです。だから日本の国内事情を直接日本におる外国人の実情に沿うやうな方針でやつていただくたい、こゝういふやうに考へております。

○小林委員長 ちよつとお伺ひします。政府の人は別ですが、民間の人のパス・ポートを全然出さぬといふやうなうさもあるのですが、實際は出しておるのですか。

○鈴木(一)政府委員 韓国から日本へ参りますときには、韓国政府がパス・ポートを出しまして、外交関係がまだございませんので、それをこちらの日本にありませんミッシヨンを通じて日本の外務省に言つて参りまして、日本の外務省からわれ／＼の方に連絡があるわけで、それに対して入国を許可してよろしいということを外務省に返事をして、また外務省がミッシヨンを通じて本国の外交部に通じているわけでありまして、日本に入ります場合には、パス・ポートを韓国側が出して、必ず入国管理局に連絡がございます。その関係から見ますと、韓国側から日本へ一月に三十名くらい新しい人が参つております。内容はやはりバイヤーが多いようであります。その中には留学生を認めましたものもございますし、また夫人を呼び寄せるというようなものを認めたものもございますが、これは非常に例は少うございますが、道はあいております。

○小林委員長 他に御発言はありませんか。

本日はこの程度にとどめて散会いたします。

次会の期日は追つて公報をもつてお知らせいたします。

午後三時四十三分散会